○関東地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月六日　関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	鴻巣市箕田字平右エ門三六七五番一から同市箕田字平右エ門三六一八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月六日

○関東地方整備局告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月六日　関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年関東地方整備局告示第三百四十五号小平都市計画道路事業三・二・八号府中所沢線及び国分寺都市計画道路事業三・二・八号府中所沢線

三　事業施行期間　自平成二十五年七月三十日至令和二十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月六日　中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（キロメートル）	備考
倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四七七番一から福山市大門町大字野々浜字境八六六番二まで	前 A	九・五〇～七二・五〇（メートル）	上記A、B、及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	一九・九四四	
	前 C	八・六八～二〇・六三	
	後 A	三二・三四～一二六・四七	
	後 B	九・五〇～七二・五〇	
	後 C	一九・九四四	
	B	八・六八～二〇・六三	
	C	二〇・九九三	
	A	三二・三四～一二六・四七	
	B	〇・五九〇	
	C	〇・五九〇	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

国会事項

参議院

議案提出

四月二日議員から次の議案が提出された。

防諜に関する施策の推進に関する法律案（神谷宗幣外四名発議）（参第五号）

特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部を改正する法律案（神谷宗幣外四名発議）（参第六号）

刑法の一部を改正する法律案（神谷宗幣外三名発議）（参第七号）

人事異動

内閣府

侍従　松永　賢誕

願に依り本官を免ずる（三月三十日）

女官　木本　彰子

皇嗣職宮務官　佐藤　雅子

同　工藤　茂宣

皇嗣職侍医　清原　裕貴

宮務官　大久保幸治

願に依り本官を免ずる（各通）（三月三十一日）　枝　慶

侍従に任命する　寺澤　千穂

女官に任命する　遠藤　拓哉

皇嗣職宮務官に任命する（各通）　茂松　梨咲

皇嗣職侍医に任命する　山田　吉教

宮務官に任命する（以上四月一日）

宮内庁

（式部副長）式部官

国土交通省（大臣官房付）へ出向させる　櫛田　泰宏

同　犬飼　明美

式部副長に昇任させる

儀式総括を命ずる

（長官官房参事官）内閣府事務官　金子雄樹彦

長官官房秘書課調査企画室長事務取扱を免ずる（長官官房総務課長補佐）同　花田　正継

長官官房用度課長に昇任させる（式部官補佐）同　湯原　真弓

式部官に昇任させる

外事担当を命ずる（長官官房用度課長）同　小林　勝也

書陵部陵墓課長に配置換する（管理部管理課長）同　伊藤　良治

管理部宮殿管理官に併任する（管理部管理課長補佐）同　青木　淳一

長官官房秘書課調査企画室長に昇任させる（長官官房主計課長補佐）同　森　淳二

御料牧場次長に昇任させる（書陵部陵墓課長）同　野村　元一

長官官房総務課幸啓専門官に降任させる

長官官房総務課幸啓係長事務取扱を命ずる（管理部宮殿管理官）同　小野美佐子

書陵部陵墓課付に降任させる（御料牧場次長）同　増渕　繁

御料牧場庶務課長補佐に降任させる（以上四月一日）

復興庁

（岩手復興局長）復興事務官　保科　太志

農林水産省に出向させる（総務省大臣官房付）総務事務官　館　圭輔

復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する（農林水産省大臣官房付）農林水産技官　小野寺晃宏

復興事務官（福島復興局次長）の併任を解除する（以上三月三十一日）

（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　斉藤　卓也

復興事務官（統括官付審議官）に昇任させる（統括官付審議官）復興事務官　牛尾　則文

文部科学省に出向させる（宮城復興局長）同　佐藤　敬

国土交通省に出向させる（農林水産省農林水産技術会議事務局研究総務官）農林水産技官　佐藤　夏人

復興事務官（福島復興局副局長）に転任させる

福島復興局福島復興浜通りセンター長を命ずる